

## 水道工事における情報共有システム試行実施 特記仕様書

- 1 本工事は、工事施工中における受発注者間の業務効率化を目的として実施する情報共有システム試行実施の対象工事である。
  - 2 受注者が「情報共有システム試行工事」として、希望する場合に実施できるものとする。
  - 3 試行の実施にあたっては『川崎市水道工事における情報共有システム試行実施ガイドライン』に基づき行うものとする。
  - 4 受注者は契約後速やかに、使用するシステムと電子納品する工事帳票を「水道工事事前協議チェックシート（工事編）」により監督員と協議し、システム利用登録を行うこと。
  - 5 情報共有システムで処理された工事帳票は、フォルダ名「その他」→サブフォルダ名「工事打合せ簿」へ格納した後「川崎市電子納品要領」に基づき、電子納品することを原則とする。
  - 6 受注者は、情報共有システムの利用の有無にかかわらずアンケート調査に協力するものとし、工事完成届提出後14日以内に監督員に提出すること。
  - 7 『川崎市水道工事における情報共有システム試行実施ガイドライン』に定めのない事項については、受発注者間で協議によるものとする。
- ※『川崎市水道工事における情報共有システム試行実施ガイドライン』及び『アンケート』は以下、川崎市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000137038.html>